		多目的ダム建設事業
		沖縄多目的ダム建設事業
	道路整備勘定	沿道環境改善事業
		無電柱化推進事業
		道路更新防災等対策事業
		道路維持
		道路除雪
		交通連携推進事業
		交通安全施設等整備事業
		交通事故重点対策事業
		北海道道路更新防災等対策事業
		北海道道路維持
		北海道道路除雪
		北海道交通連携推進事業
		北海道交通安全施設等整備事業
		北海道交通事故重点対策事業
		沖縄道路更新防災等対策事業
		沖縄交通事故重点対策事業
		地域連携推進事業
		地域連携推進事業費補助
		北海道地域連携推進事業
		北海道地域連携推進事業費補助
		沖縄地域連携推進事業
		交通円滑化事業
		交通円滑化事業費補助
		北海道交通円滑化事業
		沖縄交通円滑化事業
	港湾勘定	廃棄物処理施設整備事業費補助
		北海道港湾環境整備事業費補助
		港湾改修事業
		港湾改修事業費補助
		北海道港湾改修事業
		離島港湾改修事業
		離島港湾改修事業費補助
		沖縄港湾改修事業
	空港整備勘定	空港整備
		北海道空港整備
		離島空港整備事業費補助
		沖縄空港整備
		航空路整備
	業務勘定	現場事務所等営繕

公　告

諮　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月２日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社木下工務店　木下　直哉　東京都新宿区西新宿６－５－１　国土交通大臣許可（特―19）第19699号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月２日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年６月10日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　スチールエンジ株式会社　松谷竜二郎　東京都中央区日本橋富沢町12―８　国土交通大臣許可（般―17）第21321号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月２日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年４月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日立コンシューマ・マーケティング株式会社　山本　和明　東京都台東区東上野２－７－５　国土交通大臣許可（般―20）第18087号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月２日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年６月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平和管財株式会社　小林　　繁　東京都中央区京橋２－９－２　国土交通大臣許可（般―19）第17464号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年６月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。